

保存版

令和7年11月20日

児童館を御利用の皆様

京都市向島南児童館

インフルエンザ等による学級閉鎖等時の取扱いについて

平素は当施設の運営に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度もインフルエンザ等が流行する時期となりました。年度当初にもプリントでお知らせしておりましたとおり、小学校の学級閉鎖等の目的は感染拡大の防止にあるほか未発症のお子さまであっても罹患している可能性があることを鑑みて、インフルエンザ等により学級閉鎖等となった場合の学童クラブ事業及び自由来館事業の取扱いについて、下記のとおりとさせていただきます。

記

1 学童クラブ事業

(1) 学級閉鎖等になったとき

- ・ インフルエンザ等により学級閉鎖等となった学級のお子さまについては、罹患が確認されていないお子さまを含めて、御自宅での保育をお願いいたします。（学童クラブ事業における受入れは行いません）

(2) 学級閉鎖等が解除されたとき

- ・ 学級閉鎖の解除をもって、当該学級のお子さまの受入れを再開いたします。
- ・ インフルエンザに罹患されたお子さまについては、従来どおり療機関受診後に登館届（保護者記入）の提出により、利用を再開してください。

(3) その他

- ・ 登録されているお子さまのきょうだい児がインフルエンザ等の罹患を理由として保護者の看護の下で自宅療養する際には、登録されているお子さまについても御自宅で保育を行っていただきますようお願いいたします。
- ・ 利用料金について

インフルエンザ等による学級閉鎖等により御自宅で保育を行っていただいた期間の利用料金につきましては、日割りでの返還は行いません。（当該月に一度でも利用された場合は、月額の利用料金をお支払いいただきます）

2 自由来館事業（実施施設のみ）

- ・ インフルエンザ等により学級閉鎖等となった学級のお子さまについては、学級閉鎖が解除されるまでの間、御利用いただけません。
- ・ 一方、近隣の小学校において学級閉鎖等が行われていることをもって、乳幼児クラブ等の事業についても中止となる場合がございます。事業の実施状況については当施設にお尋ねください。